

奈良県訓令第十三号

県土マネジメント部
奈良公園管理事務所

奈良公園看守服務規程（昭和三十七年三月奈良県訓令甲第二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

令達先中「土木部」を「県土マネジメント部」に、「奈良公園管理事務所」を「奈良公園事務所」に改める。

第四条、第五条第一項、第二項及び第四項、第七条第一項並びに第八条中「奈良公園管理事務所長」を「奈良公園事務所長」に改める。